

# 焼津市例規システム関連業務及びアナログ規制点検・見直し業務を受託する候補者の選定に係るプロポーザル実施要綱

## 1 プロポーザルを実施する目的

このプロポーザルは、次の目的に照らし、下記2に掲げる業務を一括して適正に履行することができる者を選定するために行う。

- (1) 本市の職員が例規システムを利用することを通して、システム事業者が提供する各種の情報（法令、判例、他の地方公共団体の改正例等の例規の制定改廃案の作成に資する情報をいう。）を有効に活用しながら、例規の制定改廃案の作成その他の自治体法務の事務を適正に遂行すること。
- (2) デジタル庁が示す「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】」に基づき、本市の例規の各条項に存在する「アナログ規制」を洗い出し、規制類型、PHASE等を分析することにより、「アナログ規制」の見直しに向けた政策的な検討を行う前提として必要な情報を収集すること。

## 2 プロポーザルの実施に係る業務

### (1) 業務名

焼津市例規システム関連業務及びアナログ規制点検・見直し業務

### (2) 業務概要

詳細は、別紙「業務仕様書」のとおり

ア 例規集データベースシステム等の保守管理業務（このプロポーザル実施公告の日現在、本市が現に契約を締結している者（以下「現契約者」といいます。）以外の者が提案しようとする場合にあっては、システム等を稼働させるために必要な構築作業を含む。）

イ 例規集データベースの更新業務

ウ アナログ規制点検・見直し業務

### (3) 業務期間

ア 上記(2)ア及びイの業務（以下「例規システム関連業務」といいます。）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

イ 上記(2)ウの業務（以下「アナログ規制点検・見直し業務」といいます。）

上記(2)ア及びイに係る業務開始の日から令和9年3月31日まで  
ただし、現契約者が選定された場合にあっては、業務開始の日は、本市  
と現契約者の協議により別に定める。

### 3 本プロポーザルの実施により選定された者の地位

このプロポーザルの実施により選定された者は、次の地位を取得するものと  
します。

#### (1) 例規システム関連業務

本市が令和8年度当初予算に基づき当該業務に関し締結しようとする随意  
契約の相手方たる優先交渉権者

※ この業務は、令和8年度予算により執行するため、プロポーザルによ  
って選定された者との契約の締結が見込まれる時期は、本市の令和8年  
度予算成立後（令和8年4月1日を想定）となります。

#### (2) アナログ規制点検・見直し業務

当該業務につき本市が発注する随意契約の相手方たる優先交渉権者

※ 現契約者が選定された場合には、選定後速やかに業務委託契約を締結  
します。

現契約者以外の者が選定された場合にあっては、業務着手時期を協議  
の上、上記(1)の契約の成立を条件とする業務委託契約を選定後速やかに  
締結します。

### 4 提案上限額

下記8(3)によりこのプロポーザルに参加する資格を有する者として通知を受  
けた者が、本市に提案することができる各事業に係る経費の上限額は、次のと  
おりとし、これらの金額を超える提案は行うことができないこととします。

なお、これらの上限額は、プロポーザル実施後に締結が予定される契約の予  
定価格そのものを示すものではありません。

#### (1) 例規システム関連業務

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの履行期間につき、合計  
21,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とします。

※1 現契約者の提案にあっては、この上限額は、「コンシェルジュデス  
ク」及び「D1-Law.com 現行法規[通知通達検索]サービスに係る経費以外

の経費の額について適用する（つまり、これらのサービス利用料以外の経費の合計が上記の上限額を超えない）こととします。

※2 現契約者以外の者の提案にあつては、この上限額は、システムの構築に要する経費以外の経費の額について適用する（つまり、システム構築に要する経費以外の経費の合計が上記の上限額を超えない）こととします。

(2) アナログ規制点検・見直し業務

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とする。

## 5 スケジュール

令和7年8月6日（水）	プロポーザル実施の公告
令和7年8月15日（金）	参加申込書（様式1）等の提出期限
令和7年8月22日（金）	参加資格審査結果通知の発送、質問書の提出開始
令和7年8月29日（金）	質問書の提出期限
令和7年9月5日（金）	質問書に対する回答期限（予定）
令和7年9月25日（木）	企画提案書及び価格見積書の提出期限
令和7年10月8日（水）	プレゼンテーション及びデモンストレーション
令和7年10月17日（金）	選定結果の通知

## 6 参加資格

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とし、これらの要件を満たさない者は失格とします。

(1) 焼津市随意契約見積心得（2025年4月1日版）第15に規定する者（見積りする資格のない者）に該当しない者であること。

(2) 次に定める業務の実績を有すること。

### ア 例規システム関連業務

このプロポーザル実施の公告の日現在、全国の地方公共団体（本市を除く。）に対し、現に履行している実績を有すること。

### イ アナログ規制点検・見直し業務

参加申込者がこの業務について受託を開始した日（商品としてリリースした日）以降、このプロポーザル実施の公告の日までの間において、全国

の地方公共団体に対し履行した実績又はこれらから受託した実績（現に履行中である業務もこれを含む。）を有すること。

## 7 担当部署及び問合せ先

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市総務部総務課法規文書担当

電話 054-626-2151

メールアドレス soumu@city.yaizu.lg.jp

## 8 参加申込み

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要綱及び業務仕様書の内容を理解した上で、下記の書類を提出してください。

ア 参加申込書（第 1 号様式）

イ 法人概要書（第 2 号様式）

ウ 例規システム関連業務の実績報告書（第 3 号様式）

エ アナログ規制点検・見直し業務の実績報告書（第 4 号様式）

### (2) 書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和 7 年 8 月 15 日（金）

※ 郵送による場合は、同日消印有効とします。

イ 様式等の配布期間及び配布場所

令和 7 年 8 月 6 日（水）から本市ホームページの「プロポーザルその他の入札情報」のページに掲載するので、ダウンロードしてください。

ウ 提出場所

上記 7 に記載のとおり

エ 提出方法

提出方法は、持参（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）又は郵送に限ります。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、アの提出期限の日までの日を消印とするものに限り有効とします。

### (3) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を上記の提出期限までに提出した者について、上記6の参加資格を満たしているか審査し、令和7年8月22日（金）に参加資格審査結果通知を発送します。

## 9 質問書の提出及び質問に対する回答

本プロポーザルについて、質問がある場合は、下記のとおり質問を行ってください。なお、口頭又は電話での質問は受け付けません。

### (1) 受付期間

令和7年8月22日（金）から同年8月29日（金）午後5時まで

### (2) 提出方法

別紙の質問書（第5号様式。これに記載の事項と同じ事項が記載されていれば、任意の様式でも可）に質問内容を記載の上、これを電子メールに添付し、焼津市総務課（soumu@city.yaizu.lg.jp）宛てに送信してください。

送信した際には、上記7の担当部署に電話で連絡し、担当職員に送信した旨伝えてください。

### (3) 回答日

令和7年9月5日（金）（予定）

### (4) 回答方法

質問への回答（質問の内容を含む。）は、本市が参加資格を認める旨通知した全ての者に対し行います。

回答は、質問書に記載された電子メールのアドレス及び他の参加資格者の電子メールアドレス（参加申込書に記載されたもの）宛てに回答書を送信することにより行います。

なお、回答を送信した際には、上記7の担当部署から回答書を送信した旨電話連絡いたします。

## 10 企画提案書及び価格見積書の提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

業務仕様書の内容及び次の要領により作成した企画提案書を提出してください。

- (ア) 企画提案書は、例規システム関連業務及びアナログ規制点検・見直し業務のそれぞれを別葉で作成し、提出してください。
- (イ) 2つの業務のそれぞれにつき、正本として1部、副本として9部（正本と同一内容のもの）の計20部を紙面に印刷し、提出してください。
- (ウ) 企画提案書に使用する用紙は、原則としてA4規格としてください。ただし、説明の都合上A4の大きさに収めることが困難な資料（例えば、アナログ規制点検・見直し業務の成果品となる「点検・見直し対象リスト」等）については、A3規格までの大きさに提出することもできます。
- (エ) 表紙及び目次のページを除き、全体で60ページ以内に収まるよう作成してください。
- なお、例規システム関連業務とアナログ規制点検・見直し業務のそれぞれにどの程度のページを割り当てるかは参加資格者の自由裁量とします。
- (オ) 目次を除いた部分につき、通しのページ番号を付してください。
- (カ) 縦書き・横書きは問いませんが、文字の大きさは、11ポイント以上としてください。

#### イ 価格見積書

価格見積書は、消費税及び地方消費税を含まない見積額と、これらを含めた見積額の両者（税抜き額及び税込み額）を記載し、代表者印を押したものを、次の各業務につき1部ずつ（計2部）提出願います。

なお、各業務に係る見積額は、上記4に記載の提案上限額の範囲内の金額としてください。

##### (ア) 例規システム関連業務に係る価格見積書 1部

- ・現状、PC端末を利用している本市の全ての職員（本庁舎以外の場所で勤務する職員を含み、課をベースとした64部署に所属）約950人が例規システム（法令・判例の検索のほか、例規の制定改廃に資する情報提供サービス等を含む。）をL G W A N回線により利用することを前提とした見積額としてください。
- ・現契約者にあっては、「コンシェルジュデスク」及び「D-Law.com 現行法規[通知通達検索]」サービスに係る費用は記載しないでください。
- ・現契約者以外の者にあっては、新たな例規システムの構築に要する費用（本市の現行例規データを移行させることその他の例規システムを令

和8年4月1日から本格稼働させるために必要な作業を行うための経費の総額をいいます。)の見積額も記載願います。

・令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間における、例規システム等(法令・判例検索システムその他の関連システムを含む。)の保守管理に要する経費(システム利用料)と、例規システム等のデータ更新に要する経費(委託料)の内訳が分かるよう記載願います。

(イ) アナログ規制点検・見直し業務に係る価格見積書 1部

・企画提案書に記載されるアナログ規制点検・見直し業務の実施に必要な経費を記載すること。

(2) 書類の提出期限、提出場所及び提出方法【企画提案書・価格見積書の両書類につき共通の事項です。】

ア 提出期限

令和7年9月25日(木)

※ 郵送による場合は、同日消印有効とします。

イ 提出場所

上記7に同じ

ウ 提出方法

(ア) 書類の提出

提出方法は、持参(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送に限ります。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、アの提出期限の日までの日を消印とするものに限り有効とします。

(イ) 電子データの提出

a 提出する企画提案書及び価格見積書については、これらの書類を電子化したデータを電磁的記録媒体に格納し、書類と併せて提出願います。

b 電磁的記録媒体への保存形式は、PDFで読み込み可能なファイル形式としてください。

c 電磁的記録媒体については、不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処してください。

## 11 評価方法等

(1) 評価の対象

- ア 価格見積書に記載の見積額
- イ 例規システム関連業務の実績報告書（第3号様式）及びアナログ規制点検・見直し業務の実績報告書（第4号様式）に記載の両業務の受託実績
- ウ 企画提案書の内容
- エ 企画提案書の内容を補完するプレゼンテーション及びデモンストレーションの内容

(2) 評価及び採点の方法

ア 上記(1)ウ及びエについて

上記(1)ウ及びエにつき、本プロポーザルに係る業務を所管する部署に所属する職員を中心とした10名の職員によって構成する選定委員会を設置し、当該個々の職員が(5)で示す基準に基づき評価した点数を合計したものを10で割った点数（小数点未満）を算出します。（600点満点）

イ 上記(1)ア及びイについて

上記(1)ア及びイについては、選定委員会の事務局を務める総務課において(5)で示す基準に基づき評価し、採点します。（100点満点）

(3) 総合点による優先交渉権者の選定

上記(2)による採点の合計（総合点）（700点満点）が最も高い者を上記3の優先交渉権者として選定します。

総合点が最も高い者が複数であった場合には、上記(2)イによる価格見積書に記載の見積額並びに例規システム関連業務に係る導入実績及びアナログ規制点検・見直し業務に係る受託実績に係る評価点の合計が高い者を上記3の優先交渉者として選定します。

(4) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

ア 実施の日時・場所

詳細は、追って参加資格者に通知しますが、現時点での予定は次のとおりです。

(ア) 日時 令和7年10月8日（水）（午後を予定）

(イ) 場所 焼津市役所本庁舎（焼津市本町二丁目16番32号）7階会議室7

A（28人が机を並べて座れる広さの会議室です。）

イ プレゼンテーションを実施する内容

企画提案書に記載された、アナログ規制点検・見直し業務の提案内容うち、次の2点について評価するため、プレゼンテーションを実施します。

(ア) どのような工程で業務を進め、受注から12か月以内に納品を行うのか

(イ) デジタル庁が公表している「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】」に記載された見直しの手順等以外の独自の提案がある場合には、その内容及び本市にもたらされることが期待される付加価値

ウ デモンストレーションを実施する内容

企画提案書に記載された、例規システム関連業務に関する部分のうち、例規の制定改廃案を立案・審査するシステム（新旧対照表や改正文を自動生成することができるシステム）について、次の2点につき確認するために、デモンストレーションを実施します。

(ア) 操作に不慣れな職員でも自律的かつ円滑に操作することが可能か

(イ) 制定改廃案の検討に当たり参考とすべき情報としてシステム内で参照することができるもの（法改正に関する速報、他自治体の例規、条例準則等の情報）をどのように有効活用することができるか

(5) 評価基準

別紙1～3のとおり

(6) その他

次に掲げる場合に該当すると本市が認めた者は、失格とすることがあります。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案書等の作成及び提出がこの実施要綱及び業務仕様書で定める条件に違反する場合

ウ 価格見積額が上記4に記載の提案上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 選定委員会の委員である職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 12 選定結果の通知・公表

候補者選定後、令和7年10月17日（金）に選定結果を参加者全員に通知します。また、選定結果通知日から1週間以内を目途に、下記項目を本市ホームページにおいて公表します。

- (1) 選定した優先交渉権者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者（ただし、企業名はX、Y、Z等と表示します。）及び総合点

### 13 契約手続

選定結果通知の送付後、上記3に記載の内容に基づき、選定された候補者と協議の上、契約の手続を行います。

### 14 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 優先交渉権者として選定された者以外の者から提出された参加申込書（第1号様式）以外の書類は、このプロポーザルの選定手続が終了した後も公開しません。

### 15 情報公開

提出された参加申込書以外の書類（以下「提出書類」という。）について、焼津市情報公開条例に基づく公開の請求又は公開の申出（以下「請求等」という。）があった場合は、次のとおり取扱います。

- (1) 優先交渉権者と選定された者が提出した提出書類に対して請求等があった場合

優先交渉権者として選定された者が本市に提出した書類については、焼津市の事務事業そのものとなることが予定されている内容が記載されているため、請求等があれば原則公開すべきものとなります。

もっとも、当該書類には競合他社には知られたくない情報その他の公開されることにより優先交渉権者の企業価値を損なうおそれがあるものが含まれ

ている可能性があるため、当該書類について焼津市情報公開条例に基づく請求等があった場合、本市は、公開の可否の判断に先立ち、優先交渉権者に当該書類の公開の可否に関する意見を照会し、それに対する回答の内容を踏まえた上で、本市において当該書類の公開の可否を判断することとします。

(2) 優先交渉権者以外の者が提出した提出書類に対して請求等があった場合

優先交渉権者以外の者が提出した提出書類については、焼津市情報公開条例第7条第3号イに規定する公にしないとの条件で任意に提供されたものに該当するものとして、焼津市情報公開条例に基づく請求等があった場合には、非公開とします。

## 16 その他

(1) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

(2) 災害その他のやむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとします。

(3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、7の担当部署に提出願います。

(4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

(6) 本プロポーザルによる選定手続が終了した後、契約締結前に優先交渉権者として選定された者が焼津市随意契約見積心得（2025年4月1日版）第15に規定する者（見積りする資格のない者）に該当すると本市が認めた場合には、当該選定された者とは契約を締結しません。

(7) 何らかの事情によって優先交渉権者との間において契約を締結することができない場合には、次の順位の提案者との契約交渉を行うことがあります。